

島根県告示第183号

○建築士事務所登録簿等閲覧規程

〔建築士事務所登録簿等閲覧規程〕を次のように定める。

平成20年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(趣旨)

第1条 この告示は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の9の規定に基づき、同条に規定する書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 登録簿等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、土木部建築住宅課内にこれを設置するものとする。

(閲覧時間)

第3条 登録簿等の閲覧時間は、午前8時30分から午後12時15分まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(臨時休日等)

第5条 知事は、登録簿等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(登録簿等の持出禁止)

第7条 登録簿等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、公布の日から適用する。